

のうせい 佐用

農業委員会だより

第29号

平成 25 年 8 月 5 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017

ちくさ刊



中安小学校では、生活科の学習「やさいだいすき」で、学級園に種から育てた野菜の苗を植えています。苗植えでは、地域のかたが「ふるさと先生」として、苗植えの方法や水のやり方などを指導してくださいました。先生の「野菜に水やりをするとき、毎日声をかけてあげてね」という言葉が心に残った子どもたちは、「おはよう」「大きくなってね」と笑顔で声をかけながら水をやり、野菜を育てています。

主な記事から

- ☆ 「1ターンのぶどうづくりに励む」
富岡正登さんにインタビュー・・・2～3
- ☆ 農地パトロールは8月20日・・・4
- ☆ 全国農業新聞購読のお願い・・・4
- ☆ 編集後記・・・4



一つずつ手作業でぶどうの世話をしている富岡さん。だんだんと大きな実に育っています



取材の様子（左から舟引委員、直木委員、富岡さん）

に、ベリーAと紫玉、ピオーネの約30本を植えています。冬は苗木を植えたり、ぶどう棚を直したりと力仕事が多く、夏にはせん定したり、房を作ったりと作業が続きます。また、種無しぶどうにするためのジベレリンという薬を付けた後、袋を一つずつかぶせていきます。すべてが手作業で、7月中旬くらいまでが一番忙しい時期ですね。袋かけが終われば少し一息つけるかなと思います。出荷できるのは8月くらいから。それまでは気が抜けない毎日が続きます。

また、今年新たに30本苗木を植えて、これから徐々に規模を拡大させたいと考えています。60アールくらいを目標にしていますが、いろいろ覚えていかなければならない事が多いので、なかなか大変です。

早く技術を身につけて「おいしい」と言ってもうえるぶどう農家に

草刈の経験はありませんが、農家育ちではなく、自分で草刈機にガソリンを混合することも初めてでした。作業に使う軽トラックもマニュアル車で、急な坂道の発進に苦労しました。

すべてが初めてのことで苦勞も多いですが、周りの皆さんが親切でいろいろ教えてくださるので、本当に助かっています。近くの畑で作業する人が帰り際に立ち寄ってくれ、作業の方法を手取り足取り教えてくださいます。

家族は、妻と中学3年の息子の3人暮らし。現在54歳ですが、大畑のぶどう農家では若者です。中には80〜90歳代でも現役で頑張っているかたもいます。



◎生産者にインタビュー

1ターンでぶどうづくりに励む 富岡正登さん (54歳 茶屋上)

専門、兼業を問わず、町内で農業を営む人たちをシリーズでご紹介します。今月号は、1ターンでぶどうづくりに励む富岡正登さんです。

今年1月から栽培を開始

農業を始めたのは、早期退職募集がきっかけ。ぶどうの栽培に興味があり、地理的に出身地の赤穂に近いこともあって、佐用町でぶどうづくりを決意し、ぶどう部の藤東さんを通じて栽培を始めました。

会社勤めのころは経理をしていて、農業関係の資格は何もありませんでした。去年の夏から準備を進め、栽培を始めたのは今年の1月から。新規就農で苦勞する一つに畑を見つけることがありますが、偶然、経営面積の縮小を検討しているかたを紹介してもらったので、さらには成木まで譲ってもらい、本当に幸運でした。

手間がかかる作業が続く

現在、15アールほどの畑

就職後、仕事で神奈川県や三重県を行ったり来たりしていました。兵庫県に帰ってくるのは30年ぶりくらいです。町内に家を購入し、毎日ぶどう畑までの約10分を通っています。

最近、藤東さんに誘ってもらい、広島県へぶどう畑の見学に行ってきました。一口にぶどう畑といっても、それぞれ違いますので、とても興味深い研修になりました。

南広で採れる三日月高原ぶどうは、昼と夜の温度差があり、糖度が高いぶどうに育ちます。早く技術を身に付けて、そんなぶどうを作れる農家を目指したいです。

そして、いろんなところへ出荷し、自分の作ったぶどうが「おいしい」と皆さんに言ってもらえるようになります。

**農業委員会からの
お知らせ**



TEL 82-0667
infomation

**農地パトロールは
8月20日(火)に実施**

佐用町農業委員会では、毎年一回農地パトロールを実施しています。今年も、遊休農地の解消と無断転用の防止を図るため、8月20日(火)に実施する予定です。

遊休農地の発生を防止するためにも、高齢化や労働力不足で耕作できない場合は、地域担当の農業委員にご相談いただき、農地の保全と有効利用の検討をお願いします。

また、農地に家を建てたり、駐車場等を造る計画がある場合は、事前に転用許可申請を行い、許可を受けてから実施してください。

無許可での転用行為は農地法違反となり、個人では3年以下の懲役ま

たは300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。早めの申請を心がけ、許可が出てから転用を行ってください。



昨年度のパトロールの様子

農業者年金に加入ください

●農業者年金の特徴

① **少子高齢時代に強い年金です**
自分が積み立てた保険料とその運用益によって将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

② **終身年金で80歳までの保証付き**
年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳まで受け取れるはずであった農業者老

齢年金の現在価値に相当する額が、

死亡一時金として遺族に支給されます。

③ **税制上の優遇措置**

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象。だから、所得税や住民税の節税につながります。払った保険料の15〜30割程度の節税につながります。

④ **保険料の額は自由に決められます**

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2〜6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。

⑤ **保険料の国庫補助があります**

認定農業者など一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料(月2万円)の2割、3割、5割の国庫補助があります(最大20年)

◆農業委員会総会は
原則として、毎月20日です

許可申請締切日

◆農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。

9月の委員会分については、8月30日(金)が締切日です。

編集後記

早い所では、今月下旬から早生の稲刈が始まるようで、秋の農繁期前となりました。

さて、農業を取り巻く情勢はTPPの問題をはじめ、農業者の高齢化、さらには後継者難、耕作放棄地の増加等の問題が山積しており、日本の農業の転換期にあります。

これらの人と農地の問題解決のため農林水産省が平成24年度から進めている「人・農地プラン」の作成支援や広報「ちくさ川」の発行等を通じて、日本の農業が守られ国土・環境が保全され未来へ受け継がれるよう、私たちも活動していきます。

編集委員会

編集委員 舟引 進八

- 委員長 森崎文和
- 副委員長 衣本利美
- 委員 江見勝二
- 委員 長田政俊
- 委員 祐保俊彦
- 委員 阿曾則康
- 委員 直木敏之
- 委員 舟引進八